

**訪問介護サービス 及び
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）
重要事項説明書**

あなた（ご利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人 絆
主たる事務所の所在地	〒470-2102 愛知県知多郡東浦町大字緒川字北赤坂32番地の2
代表者（職名・氏名）	代表理事 山崎 紀恵子
設 立 年 月 日	平成13年8月8日
電 話 番 号	0562-83-7563

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション絆
サービスの種類	訪問介護サービス 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
事業所の所在地	〒470-2102 愛知県知多郡東浦町大字緒川字北赤坂32番地の2
電 話 番 号	0562-83-7563
指定年月日・事業所番号	訪問介護サービス 平成13年8月31日指定 ・ 2375700701
	介護予防訪問介護相当サービス 平成18年4月 1日指定 ・ 2375700701
管理者の氏名	村瀬 文康
通常の事業の実施地域	東浦町
併 設 事 業 所	たすけあい絆、デイサービスセンター絆 さくさく工房絆（障がい福祉サービス 生活介護）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	特定非営利活動法人絆が開設するヘルパーステーション絆（以下「事業所」という。）が行う訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある者あるいは事業対象者に対し、適正な訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態又は要支援状態の維持若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

5. 事業所の職員体制

職 種	職員体制 及び 員数
管 理 者	1名（常勤職員）
サービス提供責任者	5名以上
訪問介護員等 （ヘルパー）	2. 5名以上（常勤換算）
事務職員	1名以上

※ 常勤換算・・・職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数

6. 提供するサービスの内容（契約書第4条参照）

身体介護	ご利用者の身体に直接接触して行う介助や自立支援のための援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難なご利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
通院等乗降介助 ※訪問介護サービスのみ	公共交通機関を利用することのできない方、ご家族の対応が難しい方が外出する際の車への乗り降りの援助を行います。 例) 病院への通院、公共施設への送迎、介護保険施設の見学、預貯金の引き出し、日常生活上必要な買い物など

■保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 以下のようなヘルパーが行えない行為については、サービスをお断りする場合があります。

- ① 医療行為および医療補助行為
- ② 現金の入出金、各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借
- ③ 直接ご利用者の援助に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ご利用者以外の方に対する洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主としてご利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客への応接（お茶・食事の手配）
- ・自家用車の洗車、清掃等

- ④ 「日常生活の援助」に該当しない行為

ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり、庭の手入れ
- ・花木の水やり、植え替え
- ・犬の散歩等ペットの世話
- ・生活必需品と思われない物の買い物
(お酒やたばこなどの嗜好品、ペットのエサ、お歳暮等の贈答品や仏壇に供える生花等)

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

⑤ ヘルパーの運転する車での外出（対象者は、別サービスの福祉有償運送をご利用できます。）

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、NPO法人などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

7. 利用料（契約書第9条参照）

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は以下のとおりです。あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額です。（生活保護受給者は、軽減措置があります。）ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、実際のご利用料は端数処理などにより、数円の誤差が発生する場合があります。

(1) 訪問介護サービスの利用料

【基本利用料】

下記の利用者負担額は、所定の単位数に特定事業所加算(10%) および東浦町の地域単価(10.21円)を乗じた金額です。（一回あたりの利用金額の目安は下記のとおりです）

サービスの名称	サービスの内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
身体介護(ア)	20分未満	1,827円/回	183円	366円	549円
	20分以上30分未満	2,736円/回	274円	548円	821円
	30分以上1時間未満	4,349円/回	435円	870円	1,305円
	1時間以上1時間30分未満	6,371円/回	638円	1,275円	1,912円
	以降30分増す毎に	918円/回	92円	184円	276円
生活援助(イ)	20分以上45分未満	2,011円/回	202円	403円	604円
	45分以上	2,470円/回	247円	494円	741円
身体介護後の生活援助 上記「身体介護」の単位数に 右記単位数を加算(ウ)	20分以上45分未満	735円/回	74円	147円	221円
	45分以上70分未満	1,460円/回	146円	292円	438円
	70分以上	2,195円/回	220円	439円	659円
上記(ア)～(ウ)に関して二人のヘルパーで援助を行う必要がある場合、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。					

通院等乗降介助（エ）	1,092円/回	110円	219円	328円
上記（ア）～（エ）に関して、平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを利用する場合は、通常の利用料金に下記の割増し料金が加算されます。				
<ul style="list-style-type: none"> ・早朝（午前6時～午前8時まで） 25%加算 ・夜間（午後6時～午後10時まで） 25%加算 ・深夜（午後10時～午前6時まで） 50%加算 				

【加算料金】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
初回加算	新規または2か月以上利用のなかった方へサービス提供した場合	2,042円/月	205円	409円	613円
緊急時訪問介護加算	ご利用者またはその家族等からの要請に基づき、ケアマネジャーと連携し、予め計画された以外の訪問介護を緊急に行った場合	1,021円/回	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問（通所）リハビリテーション事業所と連携しサービス提供した場合	1,021円/月	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算Ⅱ		2,042円/月	205円	409円	613円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を満たした場合	全基本利用料の24.5%の額	左記金額に負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額 ※この加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます		

※上記の基本利用料及び加算料金は、厚生労働省の定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（2）介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本利用料】※身体介護及び生活援助

下記の利用者負担額は、所定の単位数に地域単価(10.21円)を乗じた金額です。

サービス名称	サービスの内容	利用料	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
介護予防訪問介護相当サービス（Ⅰ） （1月につき）	週1回程度のサービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1、2）	12,006円/月	1,201円	2,402円	3,602円
介護予防訪問介護相当サービス（Ⅱ） （1月につき）	週2回程度のサービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1、2）	23,983円/月	2,399円	4,797円	7,195円
介護予防訪問介護相当サービス（Ⅲ） （1月につき）	週2回を超える程度のサービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援2）	38,052円/月	3,806円	7,611円	11,416円

【加算料金】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算	新規または2か月以上利用のなかった方へサービス提供した場合	2,042円	205円	409円	613円
生活機能向上連携加算 Ⅰ (1月につき)	訪問(通所)リハビリテーション事業所と連携しサービス提供した場合	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算 Ⅱ (1月につき)		2,042円	205円	409円	613円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を満たした場合	全基本利用料の24.5%の額	左記金額に負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額 ※この加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます		

※上記の基本利用料及び加算料金は、知多北部広域連合の定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(3) その他の利用料について

町外交通費	ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の実施地域外(東浦町外)にある場合は町外交通費をいただきます。	訪問毎、ヘルパー1人につき通常の実施地域を超える地点から自宅までの往復距離(小数点以下切り上げ)×50円+税
代行交通費	ご利用者の居宅から、買い物代行などを自動車等で行った場合は、代行交通費をいただきます。	5キロ未満=なし 5キロ以上=走行距離×30円+消費税 ※走行距離は小数点以下切り上げ

(4) 支払い方法

上記(1)～(3)の利用料(利用者負担額の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引落とし	サービスを利用した月の翌月25日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 ご利用できる金融機関 ゆうちょ銀行 あいち知多農業協同組合 知多信用金庫
銀行振込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ご利用できる金融機関 ゆうちょ銀行 あいち知多農業協同組合 知多信用金庫 三菱UFJ銀行 楽天銀行
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 利用の中止、変更・追加とキャンセル料について

- ① ご利用者の都合により、サービスを中止または変更することができます。この場合には、**利用予定日前日の午後5時までにお申し出ください。**ただし、ヘルパーの稼働状況によっては、変更が困難な場合があります。
- ② 訪問介護サービスでは、①までに申し出がなく、①を経過してから利用中止の申し出をされた場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。ただし、体調の急変や緊急入院等による中止はこの限りではありません。

キャンセル料	1,000円＋税
--------	----------

- ③ サービスの終了に関しては、契約書の「第10条 契約の終了」をご確認ください。

9. 解約またはヘルパーの交替（契約書第11条・12条参照）

(1) ご利用者からの申し出

- ① 契約の解除をご希望の場合は、14日以上予告期間をもってお申し出ください。
- ② 選任されたヘルパーの交替を希望する場合には、当該ヘルパーが業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定のヘルパーの指名はできません。

(2) 事業者から契約の解除をする事例

- ① 暴力または乱暴な言動
訪問中のヘルパーに対する暴言、暴力等
- ② セクシャルハラスメント
ヘルパーの体を触る・手を握る・卑猥な言葉をあびせる・不愉快な写真や動画を見せる（見ている）等
- ③ その他
ヘルパーの自宅の住所や電話番号を聞く
プライベートな話を執拗に聞く
ストーカー行為
契約（計画）にないサービスを強要する 等

10. サービス提供への協力義務について（契約書第16条参照）

- (1) ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。
大切なペットを守るため、また、ヘルパーが安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護などの配慮をお願いします。ヘルパーがペットにかまれケガを負った場合、治療費等のご相談をさせていただく場合があります。
- (2) ヘルパーに対する金品等の心づけはお断りしています。ヘルパーがお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しています。
- (3) ご自宅の貴重品はトラブルのないよう、管理をお願いします。
ヘルパーは印鑑、通帳、キャッシュカード、身分を証明する書類等はお預かりできません。

11. 緊急時における対応方法（契約書第14条参照）

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに緊急通報（119番、110番）、または主治医やご家族（あらかじめお聞きした緊急連絡先）へ連絡する等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所及び東浦町へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口（契約書第17条参照）

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0562-83-7563
	F A X	0562-83-7518
	受付日時	月曜日～金曜日 9:00～17:00
	窓口担当	村瀬文康

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	知多北部広域連合事業課	電話番号 052-689-2263
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
	東浦町役場ふくし課	電話番号 0562-83-3111

年 月 日

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 所在地 知多郡東浦町大字緒川字北赤坂 32 番地の 2
事業者名 ヘルパーステーション絆

説明者名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所

本人との続柄

氏名 印